

皇室・国家と神宮式年遷宮

橋本 富太郎

目次

はじめに

一、式年遷宮の歴史と天皇主宰

二、戦後の式年遷宮

三、建国の基と式年遷宮

はじめに

三重県伊勢市を中心に鎮座する神宮⁽¹⁾は、二十年に一度、両正宮はじめ十四の別宮の社殿を新たに造営し、旧社殿から新社殿に神体を選御する。この式年遷宮と称する祭典を、規模の大小や中断などの転変を経つつも、七世紀の創始以来六十一回にわたって繰り返している。

昨年（平成十六年）四月五日、天皇陛下には、平成二十五年に予定されている第六十二回神宮式年遷宮の

準備開始を正式に御聴許⁽²⁾あそばされた。

陛下の御聴許を拝して、本年一月一日の神宮式年造宮庁発足にはじまり、八年後の遷御に向けて諸々の祭儀・行事が動き始めた。本年はいわゆる遷宮元年である。

一方、昨年の暮れには小泉首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」が設置されたことをはじめ、皇位継承を中心に、皇室に対する関心が大きな高まりを見せている。

こうした状況をふまえ、「⁽³⁾皇家第一重事」と位置づけられてきた神宮式年遷宮を、皇室・国家との関係性の中から見ていきたい。

一、式年遷宮の歴史と天皇主宰

神宮式年遷宮の創始は七世紀末、天武持統朝までさかのぼる。「太神宮諸雜事記」には次のように記されている。

白鳳十四年乙九月十日、始伊勢太神宮⁽¹⁾被⁽²⁾奉⁽³⁾納⁽⁴⁾神宝廿一種。亦中外院殿舎御倉、四面重々御門鳥居等、始被⁽⁵⁾作加⁽⁶⁾。官符、二所大神宮殿舎御門垣等破損時、宮司令⁽⁷⁾修補⁽⁸⁾承前例。自⁽⁹⁾今以後、二十年一度、新宮造替、可⁽¹⁰⁾奉⁽¹¹⁾遷御。宜⁽¹²⁾長例⁽¹³⁾者也。⁽⁴⁾

また、同書はこうも伝えている。

朱鳥三年⁽¹⁴⁾九月二十日、依⁽¹⁵⁾左大臣宣⁽¹⁶⁾、奉⁽¹⁷⁾勅⁽¹⁸⁾、伊勢二所太神宮御神宝物等⁽¹⁹⁾於⁽²⁰⁾差⁽²¹⁾勅使⁽²²⁾被⁽²³⁾奉⁽²⁴⁾送畢。⁽²⁵⁾不⁽²⁶⁾記。
宣旨状儀、二所太神宮之御遷宮事、二十年一度⁽²⁷⁾應⁽²⁸⁾奉⁽²⁹⁾令⁽³⁰⁾遷御。宜⁽³¹⁾為⁽³²⁾長例⁽³³⁾也。⁽³⁴⁾抑朱鳥三年以往之例、二所太神宮殿舎御門垣等⁽³⁵⁾、宮司相⁽³⁶⁾待破損之時、奉⁽³⁷⁾修補⁽³⁸⁾之前例也。而依⁽³⁹⁾二件宣旨、定⁽⁴⁰⁾遷宮之年限⁽⁴¹⁾。又外院殿舎御倉、四面重々御垣等、所⁽⁴²⁾被⁽⁴³⁾造加⁽⁴⁴⁾也。⁽⁴⁵⁾

両記事の間には年代の食い違いがあつて一貫性を欠き、また同書が十一世紀の成立であつて記事との年代の開きが大きいことや、遷宮創始の件が『日本書紀』に記載されていないことなどから、この時期の創始を疑う意見もある。しかし、『日本後紀』弘仁三年(八一二)に、「神祇官言。住吉香取鹿嶋三神社。隔⁽⁴⁶⁾二十箇年⁽⁴⁷⁾。一皆改作。積習⁽⁴⁸⁾為⁽⁴⁹⁾常。其弊不⁽⁵⁰⁾少。今須⁽⁵¹⁾除⁽⁵²⁾正殿⁽⁵³⁾外。随⁽⁵⁴⁾破修理⁽⁵⁵⁾。永⁽⁵⁶⁾為⁽⁵⁷⁾恒例⁽⁵⁸⁾。許⁽⁵⁹⁾之⁽⁶⁰⁾。」とあることからすると、弘仁期にはすでに住吉、香取、鹿嶋の三社で二十年に一度の式年遷宮が行われており、しかも常態化して弊害まで発生しているほど続けられていたのであるから、伊勢の神宮の格式からいってこれらの神社と同等かさかそれ以上の「積習」をもつて行われていてもおかしくはない。すなわち弘仁三年から二十年に一度を何度かさかのぼるのであるから、少なくともそれより数十年、あるいは百年以上前から神宮において式年遷宮が行われているとみることは十分可能である。

また、後述するように天武天皇の事績には神宮と関係の深いものが格別に多く、同天皇の構想による藤原京の造営にもなつて廃絶した一代一宮制と神宮式年遷宮との関連も指摘されている。⁽⁷⁾

こうしたことから、神宮式年遷宮制の創始は天武天皇の御発意を受けたものとみてほぼ間違いない。⁽⁸⁾

天智天皇崩御後、天武天皇（大海人皇子）は甥の大友皇子との戦端を開かれた。壬申の乱である。天皇は行軍の途上、天照大神を遙かに拝し、必勝祈願を行ったという。⁽⁹⁾そして大神の神威に扶けられて勝利を遂げたと『日本書紀』は記している。

このときのことを歌った柿本人麻呂の歌が『万葉集』にある。

行く鳥の争ふはしに 渡会の 斎宮ゆ 神風に い吹き惑はし 天雲を 日の目も見せず 常闇に 覆ひたまひて⁽¹⁰⁾

天照大神の加護を受けた天武天皇は、大神を祀る神宮に対して格別の感謝と崇敬の念を抱かれたことは、神宮に奉仕する齋宮の制度を立てられたことから察せられる。⁽¹¹⁾また天皇は律令の制定を手がけられたことをはじめ、大嘗祭を規定されるなど数々の規範を後世に残された。

以上のことから、式年遷宮の制を定めることよって、神宮に対する報謝の精神を形にされたとするのは妥当であろう。

そして天武天皇崩御ののち、皇后から即位して天皇となった持統天皇の御代に第一回式年遷宮が執り行われた。天武天皇の遺志を継がれた実施であったと見るのは自然なことである。

時代は下って平安時代に編纂された『延喜式』において、式年遷宮は次のように明文化された。

凡太神宮。二十年一度。造替正殿宝殿及外幣殿。^{度造替、及別宮、余社、造替殿之年限准此}皆採新材^{造替}構造。自外諸院新旧通用。

^{宮地等處二處、至則遷遷}其旧宮神宝。遷収新殿。但絶綿之類。頒給太神宮司及禰宜。内人等。神祇祭主処分亦共有^レ分。

凡太神宮。年限満^二修造^一者。遣使^(割注略)孟冬始作之。神宮七院。社十二^(割注略)。其使供給充^二用神税^一。丁匠封戸人夫粮食。便用^二神税^一。若神税不足用^二正税^一。自余諸社宮司修理。⁽¹²⁾

二十年に一度の造替を掲げるとともに、それを管轄する機関である使を置き、費用には神税を用い、不足する場合には正税（国費）で補うことが定められている。

延暦二十三年（八〇四）、神宮から朝廷に提出された「皇太神宮儀式帳」には、朝廷の役人である使とは別に、伊勢、美濃、尾張、三河、遠江の五カ国から、国司一人、郡司一人が働き手として役夫を率いて参向することが記されている。

即發^二役夫、伊勢、美濃、尾張、参河、遠江等五国、国别国司一人、郡司一人、率^レ役夫^一参向造奉。⁽¹³⁾

また、前記の『延喜式』には別の箇所にも次のようである。

凡王臣以下。不得^レ輒供^二太神幣帛^一。其^二三后皇太子若有^二心^一供者。臨時奏聞。⁽¹⁴⁾

神宮に対しては、天皇以外は幣帛を奉つてはならず、三后（太皇太后・皇太后・皇后）、皇太子といえど

も奏聞を経なくては許されない。いわゆる「私幣禁断」の制であるが、神宮祭祀が天皇主宰であることを示す端的な制度である。

以上のように国家の法典によって管理されていた式年遷宮であるが、律令制が弛緩し、税収が思うに任せなくなると、規定どおりに神税・国税によって費用を支弁することが困難になった。そこで新たに導入されたのが役夫工米を全国から徴収する方法である。⁽¹⁵⁾

しかし、荘園領主が不輸不入を盾に供出を忌避したことや、武家勢力が台頭し、独自の徴税を行うようになったことなどから、役夫工米の納入もまた滞ることが多くなった。

このような状況を受けて、建久二年（一一九一）後鳥羽天皇は綸旨の中で、「我朝神国也役夫工者天下第一之大事諸国満遍之経営也」と、役夫工米、つまり遷宮費を供出することは天下第一の重要事であって、諸国に普く共有される事業であることを示し、打開に務められた。一方武家の統領、源頼朝も、役夫工米を渡る地頭に対しては厳しく供出を迫り、徴収の朝命を受けた請文には、「凡吾朝六十余州ハ雖為立針之地伊勢大神宮の御領ならぬ所あるへからず」と記し、そもそも日本国内において神宮の領地でないところはなく、遷宮には全国的に奉仕すべきとの趣旨を表明している。

戦国乱世に入ると朝廷の財源はますます逼迫し、遷宮の費用を捻出することがついにできなくなった。すでに困窮のため二十年周期が崩れていた式年遷宮は、外宮は永享六年（一四三四）、内宮は寛正三年（一四六二）を最後に、百数十年の中絶期に入った。

江戸時代の神宮禰宜藺田守良は、著書『神宮典略』の中で、当時の惨状とともに、朝廷の指令がなければ正式な造替にかかることができない遷宮の本分を書き示している。

そもそも内宮は寛正三年より、外宮は永享六年より百余年も御造営絶て、度々の注進上も御沙汰なく、又世の中も乱れに乱れて武家の命をだに用ひざる事となり、式年も空しくなりゆき、御殿は日に朽損ひ顛倒の恐れなきにあらざれば、やむ事をえがてに神宮の私に雨覆の殿を設けて、朝命の御沙汰をまつ程の所為なりけり。⁽¹⁸⁾

また、次の後奈良天皇の御製からは、遷宮を果たすことができないご憂慮が察せられる。

いそのかみふるき茅葺の宮柱たてかふる世に逢はざらめやは⁽¹⁹⁾

戦国時代末、尼僧慶光院の諸国勸進によって、外宮は永祿六年（一五六三）、内宮は天正十三年（一五八五）、それぞれ式年遷宮は復興する。織田豊臣時代に入り、平和の回復と財源の安定を得て順調に行われるようになった。徳川期になると、幕府が一括して経費をまかない、二十年に一度ずつ安定的に斎行されてゆき、やがて明治国家の盛儀を迎えることとなる。神宮は内務省の管轄するところとなり、国費から十全な予算が充てられ、式年遷宮は回を重ねるごとに復古整備が進んだ。そして昭和四年度には質、規模ともに最高度に達していた。

しかし昭和二十年、敗戦により式年遷宮は重大な危機に直面した。

二、戦後の式年遷宮

昭和二十四年予定の第五十九回式年遷宮は戦時下も造宮が進められていたが、昭和二十年の敗戦を迎え、遷宮中止の聖慮を拝し、中断のやむなきに至る。占領政策の下、一宗教法人となった神宮がその後の造宮を引継ぐこととなった。造宮は民間の奉賛を集めて進められ、四年間の延引があったものの、昭和二十八年に遷御を遂げることができた。

その後、神宮の法的性格が問題視されて盛んに議論されるようになり、昭和三十五年十月には国会において政府の見解を求める次の質問書が提出された。

伊勢の神宮に奉祀されている御鏡の取扱いに関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和三十五年十月十八日

提出者 浜地文平

衆議院議長 清瀬一郎殿

伊勢の神宮に奉祀されている御鏡の取扱いに関する質問主意書

近年伊勢の神宮の制度について、いろいろの議論がある。この問題は、国民精神上重要な問題であるが、憲法との関係からして、あるいは一般宗教との関係からして、複雑な問題もあり、その結論を得るには慎重な研究を要すると思う。しかしながら、世上この問題に関連して、伊勢の神宮に奉祀されて

ある御鏡（ヤタノカガミ）が、天皇の御鏡であるかそれとも宗教法人のものであるかというような議論もあるが、このような問題を、いつまでも不確定あいまいのままに放任していることはよくない。これは国民良識上明らかなことで、伊勢の御鏡は、皇祖から皇位継承者たる皇孫に授けられたものであつて、皇室経済法第七条にいわゆる「皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける。」とあるように、日本国の天皇の御位と不可分の関係にあるものと信ぜられる。政府は、この点について、いかに解釈しているか。

第二、この御鏡について、それが天皇の御鏡であるとの解釈が正しいとすれば、神宮はこれを自ら所有しているのではなくお預かりして奉祀しているものと解せねばならない。だがこの「お預りする」ということは、法律的にはいかなる関係と解すべきであるか。これを「寄託」と解する学説があると聞くが、政府ではこれをいかに解釈しているか。

第三、皇室と神宮との関係を法律的に寄託と解するにせよ、その他の法律的概念によつて解釈するにせよ、要するに神宮としては天皇の御鏡をお預りしていることには間違いないと思う。この天皇の御鏡を保全するには最も慎重厳格なるを要することはいうまでもない。これは歴史的伝統によつて、神宮当局がお預りしているものと思われるが、そのお預りしている神宮当局の関係者に質してみても、御鏡の法的性格については、確実な解釈が定まっていないうである。これでは、今のような時代には、心もとないと思われるので、宮内当局としては、御鏡をお預りしている神宮当局者に対して、心得なり条件なりを明示しておくべきだと思ふが、政府はその点についていかに考えているか承りたい。

右質問する。⁽²⁰⁾

これに対して池田勇人首相から、次の回答があった。

衆議院議員浜地文平君提出伊勢の神宮に奉祀されている御鏡の取扱いに関する質問に対する答弁書

一 伊勢の神宮に奉祀されている神鏡は、皇祖が皇孫にお授けになった八咫鏡であつて、歴世同殿に奉祀せられたが、崇神天皇の御代に同殿なることを畏みたまひ、大和笠縫邑に遷し奉り、皇女豊鍬入姫命をして齋き祀らしめられ、ついで、垂仁天皇は皇女倭姫命をして伊勢五十鈴川上に遷し奉祀せしめられた沿革を有するものであつて、天皇が伊勢神宮に授けられたのではなく、奉祀せしめられたのである。この関係は、歴代を経て現代に及ぶのである。したがつて、皇室経済法第七条の規定にいう「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」として、皇居内に奉安されている形代の宝鏡とともに、その御本体である伊勢の神鏡も皇位とともに伝わるものと解すべきであると思う。

二 伊勢の神鏡は、その起源、沿革等にかんがみ神宮にその所有権があると解し得ないことは明らかであると思うが、これを民法上の寄託等と解するかどうかの点については、なお慎重に検討を要する問題である。要するに、神宮がその御本質を無視して、自由に処置するときことのできない特殊な御存在であると思う。

三 神鏡の御本質、沿革等については、神宮当局の十分承知しているところであり、神宮は、従来その歴史的伝統を尊重してきたが、新憲法施行後においても、神宮に関する重要事項はすべて皇室に連絡協議するたてまえになつている次第もあり、現状においては特にあらためて心得等を指示される必要

はないと思う。

右答弁する。⁽²⁾

以上のように、神宮に奉祀された神鏡は「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」という見解が政府より示されたのである。しかし、その後も制度の是正までには至らず、次期遷宮の準備を迎えることとなる。

昭和四十八年の第六十回式年遷宮は、拠るべき法令や造神宮使庁などの公的機関が存在しない中、一宗教法人による全くの民間事業となった。

前記資料に「神宮に関する重要事項はすべて皇室に連絡協議するたてまえになつている」とあるように、この度の遷宮は神宮の側から宮内庁に対して、下記のお伺いがなされた。

造庶発第一号

昭和三十九年三月十七日

宮内庁長官 宇佐美 毅殿

神宮式年遷宮の儀につき御伺

神宮式年遷宮の御儀は、遠く天武天皇の御創定以来、歴世相承けさせられ、国家の重儀として斎行せられてきました。即ち国家においては造神宮使、营造神宝並装束使等の機関を設置の下に、国費を以て二十年ごとに殿舎を造替し、あはせてその都度、皇室よりは御装束神宝を御調進、且つ勅使を御差遣あそ

神宮大官司 坊城 俊良 ㊦

ばされて遷御の大典を斎行せしめられたのであります。この本筋は今次の終戦に至るまで、古今渝ることのない大原則でありました。その然る所以は、申すまでもなく神宮に奉斎されてゐる神鏡は、皇祖が皇孫に親授せられ、のち、神宮に遷し奉祀せしめられて以来、皇位とともに伝へらるべき由緒ある神器として、その御形代なる皇居賢所の神鏡と共に、その尊厳と重大性とが尊ばれて来たためでありましてこの関係は歴世渝ることなく、現代に及ぶものであります。

されば昭和二十四年に予定された式年遷宮についても、当初より国費を以て、造神宮使庁なる国家機関の下にこれを準備せられたのでありますが、半ばにして終戦に遭ひこれを延引すべき聖慮を拝し、且つ占領政策により国費支弁の途も絶えましたので更めて御下賜金の思召を拝し、あはせて国民奉賛の献資によつて、昭和二十八年にこれを斎行せられたのであります。

然るところ、次期式年遷宮につきましては、従前と全く事情を異にし扱ふべき国家の法令、機関もなく依拠すべき前例もありません。

就きましては、次期式年遷宮は前述の情理を勘案し、昭和四十八年度御斎行を目途とし、神宮大宮司において別記の大綱によりその御準備開始いたしたいと存じます。この儀につき謹んでお伺ひ申上げる次第であります。(別記略)⁽²²⁾

これを受けて宮内庁長官から、御聴許あらせられた旨通達があった。

しかし本来、皇家第一の重事たる式年遷宮の準備は一宗教法人の神宮が発議すべきような事柄ではない。

したがって、次期第六十一回は少なくとも、遷宮準備に先立って、「まず天皇陛下から『お言葉』を賜わりたい⁽²³⁾」というのが神宮当局の悲願であった。それが天皇主体たる遷宮の本旨だからである。

第六十一回の遷宮はその事が成就した。昭和五十九年二月三日、単独拜謁を戴いた二條大宮司は、親しく天皇陛下から「次の御遷宮について大宮司の責任に於て進めよといふ意味のお言葉」を賜わったのである。⁽²⁴⁾

当度は遷宮の本旨という観点で、前回とはもう一つ異なる点があった。御内帑金の献進に關してである。

昭和六十年十一月、天皇陛下から御内帑金が献進された。この御献進は、一般国民からの遷宮募財が始まる前のことであつた(前回遷宮時は後のこと)。

当度遷宮時に少宮司であつた酒井逸雄氏は、「天皇陛下が率先して遷宮資金を御献進遊ばされ、国民はこの尊い遷宮資金に浄財を追加協賛させていたたくという筋道を、先帝陛下にお開き戴いたのである。即ち今回の遷宮は資金面でも、所謂『民営遷宮』の域を脱し、『天皇垂範・国民協賛遷宮』⁽²⁵⁾と称えてゐる。御献進は引き続き一年に一度ずつ、合計九回にわたつて行われた。

一方、御用材を伐り出す御杣山をはじめ、主要な祭儀の日取りを天皇陛下がお定めになる「御治定」⁽²⁶⁾も、天皇主宰の意義に則つて次のようにとり行われた。

昭和六十年三月四日 御杣山

昭和六十年三月二十日 山口祭、木本祭

昭和六十年七月十七日 御船代祭

昭和六十一年二月五日 木造始祭

昭和六十三年二月十九日 鎮地祭
 平成三年十二月二日 立柱祭
 平成三年十二月二日 上棟祭
 平成四年九月二十八日 荒祭宮、多賀宮立柱祭・上棟祭
 平成五年三月十七日 遷御、杵築祭、後鎮祭、奉幣
 平成五年五月二十五日 皇大神宮並びに豊受大神宮の遷御及び奉幣の祭式

遷御の際、天皇陛下は勅使として掌典長小出英忠氏を遣わされた。遷宮の中心祭典である遷御は、勅使の「出御三声」によって始められる。このことからわかるように、遷宮の主体はあくまで天皇である。

遷宮諸祭が滞りなく斎行されると、平成六年三月二十九日、天皇皇后両陛下は神宮にご参拝になり、参拝後、天皇陛下は次のお言葉を残された。

御遷宮が滞りなくおこなわれ、この度、新宮に参拝の出来たことを誠にうれしく思います。古木の茂る中に建てられた白木の宮居の崇高さに深く心を打たれました。

千三百年にわたる伝統を受け継ぎ、御造営に携った関係者を始め、御遷宮に心を寄せた全国の人々に支えられ、立派な新宮が造営されたことを感謝し、ここに、人々と喜びを共にしたく思います。⁽²⁶⁾

「立派な新宮が造営されたこと」に「感謝」を述べられたことから、式年遷宮の主宰者であることの責

任感が拝察され、そのお立場から発せられた「人々と喜びを共に」というお言葉からは、国家を挙げて行われる国民的祭典であることを再認識させられるところである。

以上のように、終戦後国家管理を離れても、神宮式年遷宮は天皇主宰・国民奉賛の主旨を失わずに今日を迎えている。しかし本来の姿からすると、現行制度は異例だといわざるをえない。

遷宮の本姿を回復するためには、なお多くの課題が残されている。

三、建国の基と式年遷宮

明治三十七年七月二十一日、内務大臣芳川顕正と宮内大臣田中光顕の二人は、侍従長徳大寺実則を通して明治天皇に神宮式年遷宮に関する意見を奏上した。

明治四十二年度式年造営には、仍ほ用材に乏しからずと雖も、次回の造営まで僅かに二十年、用材成育せず、随つて大材を得ること能はざるべきを以て、今度造営に際し、柱を土中に樹つるの古法を改めて、柱下に礎石を置き、コンクリートを以て固むるときは、即ち二百年を保つべく、此の期間には檜樹成育し、巨大の用材を得ること難からざるべしと云ふに在り、実則、明日を以て二人の意見を上る、天皇聴したまはず、八月三日実則を以て、四十二年度造営は総て現在の様式に従ふべき旨を二人に伝へしめたまふ。⁽²⁷⁾

御用材の将来的な不足を危惧した両大臣は、神宮の建築法を改めて耐用年数を延ばし、二十一年に一度の遷宮を当分行わないことを進言している。しかし天皇はこれを許さなかった。同じ頃、別の機会に明治天皇から次のような御沙汰があったと伝えられている。

その御沙汰は、建築の方法はだんだん進歩をする、今後ますますこれは進歩するに違ひはない、さういふ時分に、神宮の御造営のやうな万事旧式な、いはゆる掘立柱に葉の屋根といふやうな建築をして、二十年毎に改築をするといふことは、これは実に時代錯誤のことである、宜しくこれはこの進歩の建築法によつて煉瓦造とか何かで、永世不朽の御造営をする方が宜しからうといふやうな議論をする者が必ず出来て来るだらうと思ふ、併しそれは大変な間違であらうと思ふ、神宮の御造営といふものは我國の固有の建て方である、これを見て始めてこの國の建國の昔の古い事を知り、一つはまた祖宗がかくの如く御質素な建物の中に起臥をあそばされたといふことも知るし、神宮を介して始めて我國建國の基を知るのであるから、現在のこの建て方は全く永世不変のものでなくてはならぬ、決して建築法が進歩したからと言つて、煉瓦とかコンクリートで造るべきものではないといふことを懇々と御沙汰がございまして、(中略)御料局長も恐懼致しまして、永久に御造営に差支ないやうに計画致しまして、御上に言上して宸襟を安んじ奉つたといふことであります。(28)

遷宮を行うことによつて、「神宮を介して始めて我建國の基を知る」のであるから、現在の建築法は改めてはならないとのことである。

神宮式年遷宮は、二十一年に一度、建國の基本精神に立ち返る営みであり、また「一個の生命体である日本が、日本である核の部分(29)をなすもの」である。

こうした國家にとつての重事を、天皇が國民を代表して行うことに大きな意味がある。

また、天皇御自身にとつても皇位の源泉に帰一し、皇祖に報謝されるかけがえない祭典なのである。

國民統合の象徴である天皇にとつて、このように重要な神宮式年遷宮であるからこそ、國民的奉賛が求められるゆえんである。

注

(1) 「伊勢神宮」などとも称するが、正式名称は「神宮」。

皇大神宮(内宮)、豊受大神宮(外宮)の二つの正宮を中心に、十四の別宮のほか、摂社、末社、所管社を合せて百二十五社、これらを総称して「神宮」という。

(2) お聞き届けお許しになること。

(3) 『遷宮例文』(神宮司庁「神宮遷宮記第二卷」神宮式年造営庁、平成四年、一頁)

(4) 神道大系神宮編一「大神宮諸雜事記」神道大系編纂会、昭和五十四年、三一八頁

(5) 同書、三一九頁

(6) 新訂増補國史大系「日本後紀」吉川弘文館、昭和五十四年、一一四頁

(7) 歴代遷宮制ともいう。天皇の代替わりのたびに宮処を

移動すること。田村圓澄「飛鳥・白鳳仏教論」雄山閣、昭和五十年。稲垣榮三「式年遷宮の建築的考察」太田博太郎博士還暦記念論文集刊行会編「日本建築の特質」中央公論美術出版所収、昭和五十一年(神社本庁「遷宮論集」平成七年に再録)。辰巳和弘「高殿の古代学」白水社、平成二年

(8) 神宮式年遷宮創始が天武天皇の御発意によるものとする点については、田中卓氏が早くから詳細な論証を行っている。(田中卓「神宮の創祀と発展」神宮司庁、昭和三十四年)ただし田中氏は制度が実際に立制されたのは持統天皇期と見ておられる。同書、一三三頁

(9) 日本古典文学大系「日本書紀下」岩波書店、昭和四十二年、三九一頁

(10) 新編日本古典文学全集「万葉集1」小学館、平成六

- 年、一三三頁
- (11) 前掲「日本書紀下」、四一三頁
- (12) 新訂増補国史大系「延喜式前篇」吉川弘文館、昭和三十四年、八二頁
- (13) 神道大系神宮編一「皇太神宮儀式帳」神道大系編纂会、昭和五十四年、三〇頁
- (14) 前掲「延喜式前篇」九二頁
- (15) 役夫工米については、小島鉦作氏による詳密な論考がある。小島鉦作「大神宮役夫工米の歴史的考察」『伊勢神宮史の研究』所収、吉川弘文館、昭和六十年
- (16) 「三千院文書」(東京大学史料編纂所所蔵影印版)
- (17) 税所文書「関東右大將家御下知案」(宮田俊彦「茨城県古文書集成」臨川書店、昭和四十九年、一三三頁)
- (18) 大神宮叢書「神宮典略前篇」内外書籍、昭和七年、四五六頁
- (19) 列聖全集編纂会「皇室文学大系第二輯」名著普及会、昭和五十四年、六八九頁
- (20) 「官報」号外、昭和三十五年十月二十四日、七頁
- (21) 同頁
- (22) 神宮司庁「神宮・明治百年史下巻」神宮司庁、昭和四十五年、四二一頁
- (23) 神宮司庁「瑞垣」一六九号、平成七年、六頁
- (24) 神社本庁教学研究所調査室「神社本庁五十年誌」神社

本庁、平成八年、二五八頁。そのときの状況は、当時の侍従長入江相政の日記に「二条大宮司、御成婚六十年の祭典をとり行つたといふこと申上げる。お上より御遷宮をしっかりとやりやつてくれ、祭主が世話になつてゐるとのお言葉」と記されている。(入江為年「入江相政日記第六巻」朝日新聞社、平成三年、三三二頁)

(25) 前掲「瑞垣」八頁

(26) 前掲「神社本庁五十年誌」三〇一頁

(27) 宮内庁「明治天皇紀第十」吉川弘文館、昭和四十九年、八〇二頁

(28) 日野西資博「明治天皇の御日常」新學社教友館、昭和五十一年、四二頁

(29) 幡掛正浩「わが遺託ごと」『遷宮論集』神社本庁、平成七年、所収、五四七頁